

年金制度の保険料の仕組み

金融調査部 研究員
佐川 あぐり

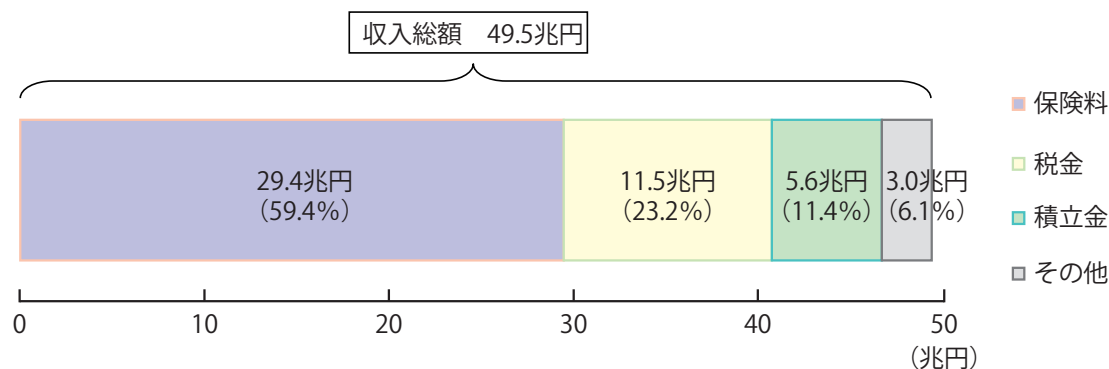
前回は、年金制度の全体イメージを確認する中で、公的年金制度は、賦課方式の仕組みであるため、保険料は年金給付のための大切なお金であることを説明しました。今回は、その保険料の仕組みについて、もう少し具体的に解説しましょう。

■実際に年金給付にあてられるお金の6割が、保険料

日本の公的年金制度（国民年金、厚生年金、共済年金）は、今現役で働いている人たち（現役世代）が納める保険料を、今の高齢者（引退世代）に配分（給付）するという、賦課方式の仕組みを基本としています。しかし、実際には保険料だけでなく、税金やこれまでの現役世代が納めてきた保険料の積立金なども、年金給付にあてられています。

図表1は、公的年金制度における収入の内訳を示したグラフです。平成23年度でみると、総収入額は49.5兆円で、その内訳は、納められた保険料が29.4兆円、税金が11.5兆円、積立金（の取り崩し）が5.6兆円、となりました。この収入額は、ほぼ全額が年金給付にあてられますので、年金給付に必要なお金の約6割は、保険料収入でまかなわれていることになります。では、実際に保険料の仕組みはどうなっているのかを、次から確認していきましょう。

図表1 公的年金制度の収入総額の内訳（平成23年度）



(注) パーセンテージは、収入総額に対する比率
(出所) 厚生労働省ウェブサイト等を参考に大和総研作成

■国民年金の保険料を納めるのは「1号の人」のみ

「国民年金」は、20歳以上の日本国民全員が加入しますが、実際には、加入者分類でいう「第1号被保険者（自営業者や学生）＝1号の人」（[第1回参照](#)。以下同様）のみが、保険料を納めます。「2号の人（民間サラリーマンや公務員）」は、「国民年金」の保険料を「厚生年金」または「共済年金」へまとめて納め、「3号の人（専業主婦など＝民間サラリーマンや公務員に養われている配偶者）」については、直接の支払い負担はありません。

「国民年金」の保険料は、平成16（2004）年の制度改正の時に、平成17（2005）～平成29（2017）年度までの、各年度の保険料額が決められました。もっとも、実際には、平成16年に決定した保険料額に、物価と賃金の変動率を考慮した額を納めることとなります。平成25年度は、1カ月あたり15,040円で、一律に定額となっています。将来的には、平成29年度の16,900円／月まで保険料額は引き上げられる予定となっています。また、任意で付加保険料（400円／月）をプラスして納めることが可能で、その場合、年金給付を受ける際に付加年金が上乘せされます。

図表2 国民年金の保険料額

| (円/月) | これまでの保険料額の実績 | | | | | | | | | 将来の保険料額 | | | |
|-------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|--------|--------|--------|
| | 年度 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| H16年決定の保険料額 | 13,580 | 13,860 | 14,140 | 14,420 | 14,700 | 14,980 | 15,260 | 15,540 | 15,820 | 16,100 | 16,380 | 16,660 | 16,900 |
| 実際の保険料額 | 13,580 | 13,860 | 14,100 | 14,410 | 14,660 | 15,100 | 15,020 | 14,980 | 15,040 | 物価変動率、賃金変動率を考慮 | | | |

(出所) 日本年金機構ウェブサイト等を参考に大和総研作成

■「厚生年金」と「共済年金」の保険料率について

「厚生年金」の保険料は、基本的には給与額に応じて決まり、次式で計算された金額となります。

$$\text{保険料額} = \text{基本となる給与額（標準報酬月額）} \times \text{保険料率}$$

基本となる給与額には、毎月の給与額（基本給や通勤手当、残業手当などを含む）をそのまま使うのではなく、毎月の給与額から算定される「標準報酬月額」を使っています。毎月の給与額は、支払い形態や各種手当などの違いがあり、一定ではないケースが多く、そのまま使うと、毎月の保険料が変動し、事務処理も増えてしまいます。そのため、「標準報酬月額」というものを定めて、これを1年間（通常、各年9月～翌年8月）通した基本となる給与額として、保険料額を決定します。「標準報酬月額」は、毎年定期的に、あるいは給与改定などがあった場合には随時、見直しが行われます。

厚生年金の保険料率は、毎年9月から翌年の8月まで一定率に定められます。平成24年9月～25年8月は一律16.412%（一般の被保険者の場合。坑内員・船員の場合は16.944%。）です。ただし、事業主と労働者（加入者）で、半分ずつ負担するという決まり（労使折半）になっているため、加入者が負担する保険料は、その半分の8.206%となります。また、国民年金の保険料額と同様に、厚生年金の保険料率も、今後段階的に引き上げられる予定になっています。平成29年9月の保険料率18.3%（一般被保険者、坑内員・船員ともに）まで引き上げられ、その後は保険料率が固定となる予定です。

参考として、[図表3](#)に簡単な厚生年金保険料額の計算例を示しました。標準報酬月額が20万円のAさんの場合、平成25年6月の保険料額は16,412円ですが、月給が変わらなくても、9月には保険料額が16,766円に引き上げられると、計算されます。

図表3 厚生年金保険料額の計算例（平成25年6月時点）

| | 標準報酬月額 | 平成25年6月時点 | | 平成25年9月時点（予定） | |
|-----|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 保険料率 （加入者負担） | 保険料額 （H24.9～H25.8） | 保険料率 （加入者負担） | 保険料額 （H25.9～H26.8） |
| Aさん | 20万円 | 16.412% （ 8.206% ） | 16,412 円/月 | 16.766% （ 8.383% ） | 16,766 円/月 |
| Bさん | 50万円 | | 41,030 円/月 | | 41,915 円/月 |

（注）一般被保険者で、標準報酬月額については、平成25年9月時点で変更がないとした場合
（出所）厚生労働省ウェブサイト等を参考に大和総研作成

「共済年金」については、大きく分けて、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済の3制度に分けられますが、それぞれ、保険料率等が異なります。ですが、基本的には「厚生年金」と同様に、給与額に応じて保険料額が決まる仕組みとなります。保険料率は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合で、16.216%（平成24年9月～平成25年8月）、私立学校教職員共済で、13.292%（平成24年4月～平成25年3月）となっています。

また、「厚生年金」と「共済年金」については、平成24年8月に「被用者年金一元化法」が成立し、平成27年10月以降、両制度が一つの制度となることが決まりました。「共済年金」の3つの制度の保険料率も、段階的に「厚生年金」と同一の水準まで引き上げられる予定です（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の保険料率は平成30年9月に、私立学校教職員共済は平成39年9月に同一水準となる予定）。

■なぜ、保険料が引き上げられているのか

少子高齢化が進む日本では、年金給付費が増加する一方で、現役世代からの保険料収入は伸び悩みが深刻になっています。そのため、[図表 1](#) で確認したように、保険料収入では足りず、税金や積立金（の取り崩し）が年金給付にあてられています。しかし、税金や積立金をあてることにも限界があります。

税金については、平成 16（2004）年の制度改正により、すでに年金給付にあてる負担割合が増えています（年金給付全体に占める税金の割合は、平成 23（2011）年が 23.2%、平成 20（2008）年は 17.5%。[図表 1](#) 参照）。さらに、それを含めて、日本の国家予算全体に占める社会保障費（医療費や年金給付費などを含む）の割合は上がり続けており、政府にとっては、社会保障費を抑制することが喫緊の課題といえる状況です。また、積立金の取り崩しについても、今後少子高齢化が進む中で、さらに増やすことは困難といえます。

このような事情から、保険料の引き上げが余儀なくされているわけですが、現役世代だけが負担を強いられているわけではありません。現在は、年金の支給開始年齢も段階的に引き上げられており（詳しくは、次回で解説）、高齢者にとっても大きな負担となっています。年金制度を維持するためには、国民全体が公平に負担を強いられているのが現状といえます。

以上
（次回予告：年金給付の仕組みについて）